

INUYAMA CITY LIBRARY  
図書館年報  
REPORT INUYAMA CITY LIBRARY ANNUAL  
2025年度(令和7年度)

令和6年度実績



シンエイライフ  
犬山ライブラリー  
(犬山市立図書館)

# 市立図書館基本方針

## 1. 図書館資料の充実

- 多様なニーズに対応した資料の充実
- 郷土の歴史や文化に関する資料の充実
- 電子媒体による情報提供の充実

## 2. 図書館ネットワークの充実

- 学校図書館との連携強化
- 広域連携の強化

## 3. 読書の普及啓発

- 家庭・地域・学校などにおける読書の推進
- 子ども読書活動の推進

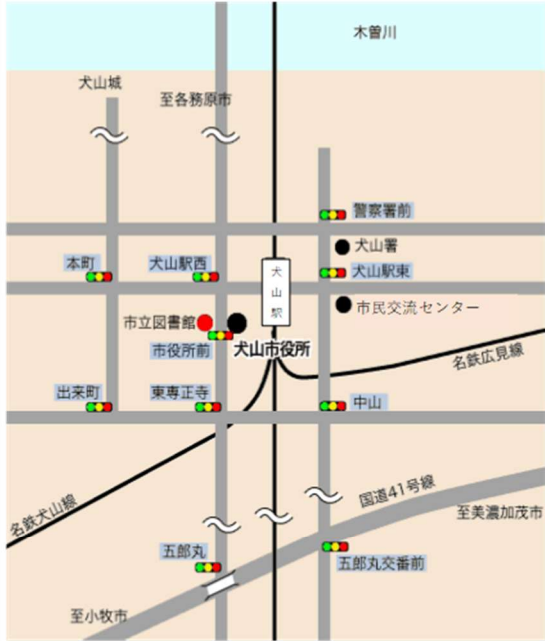
犬山市は、第6次犬山市総合計画で、市立図書館が位置する生涯学習の分野では「子どもから大人まで、誰もが楽しく学び活躍できるまち」を目指す姿としています。この実現に向けて、情報通信技術の発展に伴い、活字離れが進み、読書に対する市民のニーズや、読書の楽しみ方が変化する中で、市民の多様なニーズに合わせた図書の拡充や読書の普及啓発を進めることが必要です。市民の生涯学習を支えるため、多様な資料や情報を収集し、提供するとともに、図書館のICT化を進め、読書環境を整え、いつでも気軽に情報を得られるよう図書館機能の充実を図ります。

# 目 次

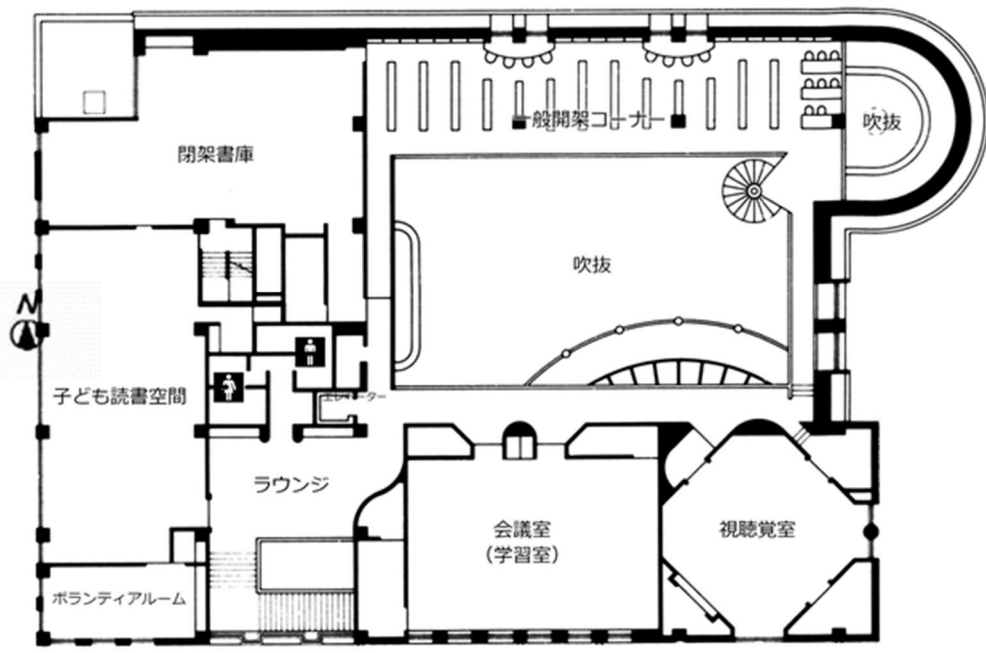
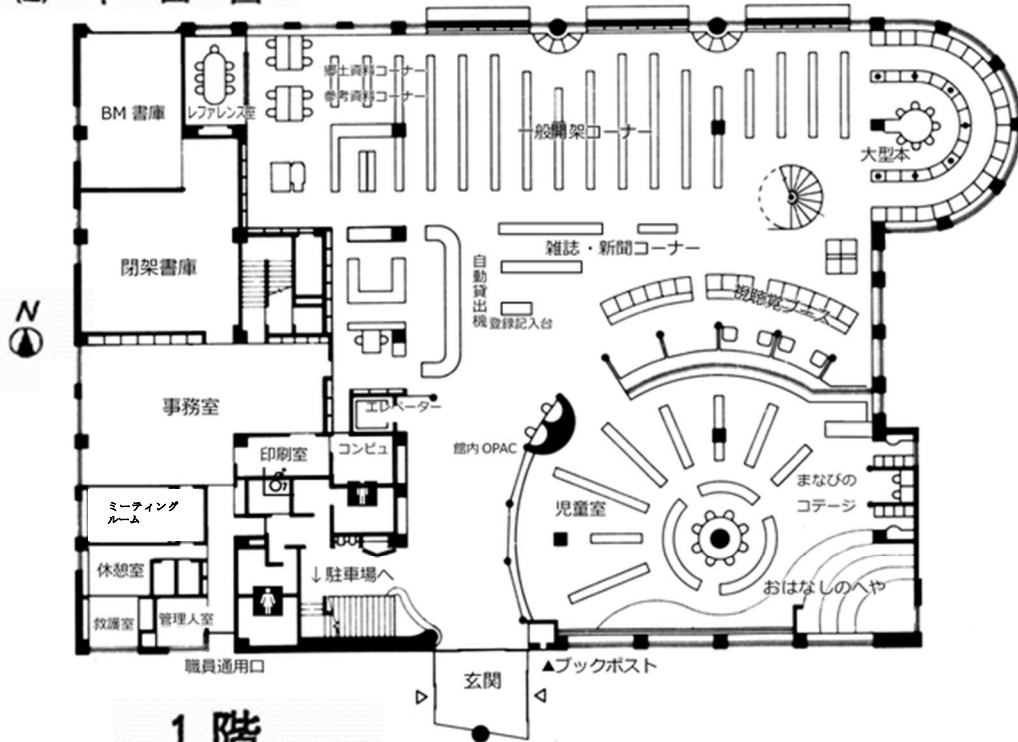
1. 図書館の概要	1
(1) 建物の概要	1
(2) 平面図	2
(3) 利用案内	3
(4) 「団体貸出」対象校(園)一覧	5
(5) 職員体制・機構図	6
(6) 図書館関係予算	7
(7) 図書館協議会	8
2. 図書館資料	9
(1) 図書館資料(蔵書統計)	9
(2) 視聴覚資料(AV資料)	10
(3) 所蔵新聞	10
(4) 所蔵雑誌	11
(5) 特別コレクション	12
3. 利用統計	14
(1) 図書貸出冊数	14
(2) 利用者数	14
(3) 視聴覚資料利用点数	14
(4) 登録者数	15
(5) 予約受付数	15
(6) リクエスト受付数	15
(7) コピーサービス利用枚数	15
(8) 学習室利用人数	15
(9) ホームページ資料検索アクセス回数	15
(10) 本の寄贈	16
(11) 相互貸借冊数	16
(12) 年間最多利用図書・ベストリーダー	17
4. 利用状況の推移	18
5. 図書館実施事業	19
(1) 行事	19
(2) ボランティアグループ等	25
6. 図書館のあゆみ	26
7. 条例及び規則、要綱	30

# 1. 図書館の概要

## (1) 建物の概要

所在地	犬山市大字犬山字東古券322番地1		駐 車 場	73台分（地上18台、地下55台） ※うち、地下に車椅子専用駐車スペース（2台分）あり。		
市内位置図 	駐 輪 場	100台分（すべて地上にあり）		工 期	・ 着手 = 1989年（平成元年）2月17日 ・ 完了 = 1990年（平成2年）7月31日	
	総事業費	2,282,774千円		(内 訳)	・ 建築費 1,518,630千円	
					・ 用地費 379,906千円	
					・ 資料費 106,000千円 (図書購入費)	
					・ 資料費 11,550千円 (視聴覚資料購入費)	
					・ 備品購入費 266,688千円	
		補助金	国庫補助額 84,000千円	県費補助額 30,000千円		
		収蔵冊数	・ 一般開架 80,000冊			
			・ 児童開架 33,000冊			
			・ 郷土資料 5,000冊			
	・ B M 資料 25,000冊					
	・ 保存資料 60,000冊					
	・ 合 計 203,000冊					
敷地面積	3,601.77平方メートル					
建築面積	1,584.72平方メートル					
延床面積	5,000.63平方メートル					
各階面積	3 階	146.68平方メートル	設計・監理業者	株式会社 和(やまと)設計事務所		
	2 階	1,135.30平方メートル		建 築	株式会社 熊谷組名古屋支店	
	1 階	1,541.32平方メートル		空 調	三建・田中建設共同企業体	
	地下1階	2,138.33平方メートル		電 気	新東・文化電気共同企業体	
	駐輪場	39平方メートル		給排水、衛生	共和・今井建設共同企業体	
構 造	鉄筋コンクリート造 (一部は鉄骨造及び鉄骨鉄筋 コンクリート造)		施工業者	特注家具	株式会社 名鉄百貨店	

## (2) 平面図



### (3)-1 利用案内（本館）

1. 開館時間 午前10時～午後6時（夏季期間：午前9時～午後6時）
2. 休館日 ①毎週月曜日（祝日、振替休日の場合は次の平日）  
②年末年始（12月28日～1月3日）  
③特別整理期間（年間15日以内）  
※令和6年度の年間開館日数は295日
3. 本の貸出方法
  - ① 貸出期間
    - <個人> 15日以内
    - <団体> 3カ月間—子ども未来園、幼稚園、小学校、中学校、児童センター
    - 4カ月間—公民館
    - 6カ月間—教育支援センター
  - ② 貸出点数

図書・雑誌・地図	10点以内	} 合わせて10点以内 (楽田ふれあい図書館を含む)
紙芝居・貸出用郷土図書	3点以内	
視聴覚資料（CD・DVD）	2点以内	
  - ③ 図書館カードによる貸し出し  
愛知県、岐阜県に居住する人  
※犬山市立図書館管理規則第5条第1項に基づく。  
※登録時には、運転免許証・マイナンバーカード・健康保険証などの氏名・住所等が確認できる証明書類が必要。
  - ④ 予約  
読みたい資料（課題図書は除く）が貸出中の場合、10点まで予約できる。うち、視聴覚資料は2点まで予約できる。
  - ⑤ インターネットの利用による予約・貸出期間の延長（予約は市民のみ）  
インターネットを利用して10点まで貸出資料・在架資料を予約することができる。また延長の手続きも行うことができる。（別途利用登録が必要）
  - ⑥ リクエスト（市民のみ）  
利用者（市民に限る）からの要望により図書館に所蔵のない本を購入もしくは他の図書館から借用（相互貸借）して提供している。（予約、リクエスト全て合わせて10点まで）
  - ⑦ 障がい者郵送貸出サービス  
身体障害者手帳の交付を受けている肢体不自由の1級、2級の人を対象で、図書を郵送で1人3点まで、30日間借りることができる。（郵送料無料）
4. 視聴覚資料の利用  
視聴覚ブースに視聴用端末4台を設置している。（座席予約システムで申込み、指定のブースでセルフで視聴する。）
5. 図書館資料検索  
利用者開放端末（タッチパネル式）が2台設置しており、図書、雑誌、CD・DVDなどのAV資料が自由に検索できる。

## 6. 図書資料コピーサービス

図書館の所蔵図書・資料については、著作権法に基づき「資料複写申込書」を記入のうえ、複写が可能となる。（サイズにかかわらず、モノクロ1枚10円、カラー1枚50円）

## 7. 視覚障がい者等への録音図書等の貸出

視覚障がいのある方など、活字での読書が困難な方々に対して、録音図書（デージー図書）、点字図書の貸出をしている。また、電子図書館「サピエ図書館」（視覚障害者情報総合ネットワーク）に入会し、点字図書・デージー図書のデータを、直接ダウンロードして利用することもできる。

■1度に借りられる図書・・・録音図書は3点まで、点字図書は10点まで

■借りられる期間・・・30日以内

## 8. 読書通帳の配布

市内在住・在学・在園の小学生、幼児を対象に「読書通帳」を配布している。「読書通帳」とは図書館等で読んだ本について書き込むことのできる、銀行（金融機関）の通帳を模したメモ帳のことで、1冊で30冊分の本について書くことができる。5冊貯まると記念品を贈呈している。

## 9. ブックガイドの配布

第三次犬山市子ども読書活動推進計画の一環として、12歳以下の子ども及び保護者へ向けた市立図書館おすすめの本を「ブックガイド」としてまとめ、市内在住・在学・在園の小学生、幼児を対象に配布している。

# (3)-2 利用案内【楽田ふれあい図書館】

1. 開館時間 午前10時30分～午後5時

2. 開館日 毎週土曜日、日曜日

但し年末年始（12月28日～1月3日）、特別整理期間（年間15日以内）は休館

※令和6年度の年間開館日数は98日

## 3. 本の貸出方法

① 貸出期間

個人のみ15日以内

② 貸出点数

図書・雑誌・地図

10点以内

紙芝居・貸出用郷土図書

3点以内

視聴覚資料（CD・DVD）

2点以内

合わせて10点以内

（本館を含む）

③ 図書館カードによる貸し出し

④ 予約

本館と同じ

## 4. 図書館資料検索

利用者開放端末（タッチパネル式）が1台設置してあり、図書、雑誌、CD・DVDなどのAV資料が自由に検索できる。

## 5. 図書資料コピーサービス

図書館の所蔵図書・資料については、著作権法に基づき「資料複写申込書」を記入のうえ、複写が可能となる。（サイズにかかわらず、モノクロ1枚10円）

#### (4) 「団体貸出」対象校(園)一覧

##### ■「団体貸出」対象保育園・幼稚園

保育園名	巡回の回数	貸出冊数
五郎丸子ども未来園	年4回	絵本50冊 紙芝居40点
上木子ども未来園		
城東子ども未来園		
今井子ども未来園		
羽黒子ども未来園		
楽田子ども未来園		
羽黒北子ども未来園		
楽田西子ども未来園		
丸山子ども未来園		
城東第2子ども未来園		
羽黒南子ども未来園		
楽田東子ども未来園		
橋爪子ども未来園		
犬山幼稚園		
白帝保育園		
こすもす園		40冊

##### ■「団体貸出」対象校(小学校)

学校名	巡回の回数	貸出冊数
今井小学校	年4回	100冊
栗栖小学校		60冊
池野小学校		150冊

##### ■「団体貸出」公民館・児童センター

施設名	巡回の回数	貸出冊数
善師野公民館	年3回	75冊
東児童センター	年4回	50冊
城東児童センター		
犬山西児童センター		
犬山南児童センター		
羽黒児童センター		
楽田児童センター		

##### ■「団体貸出」教育支援センター

施設名	巡回の回数	貸出冊数
わいわい	年2回	20冊



## (6) 図書館関係予算

### ① 図書館予算構成比率

	金額	構成比率
一般会計予算	30,979,234 千円	100.00%
教育費	3,681,372 千円	11.88%
社会教育費	603,741 千円	1.95%
図書館費	156,450 千円	0.51%
(社会教育費内)		25.91%

### ② 図書館費

(単位：千円)

節	当初予算額		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
1. 報酬	29,698	25,960	27,688
2. 給料	14,572	18,208	18,792
3. 職員手当等	13,623	19,419	21,266
4. 共済費	9,445	10,398	11,336
7. 報償費	400	380	300
8. 旅費	1,035	976	1,303
10. 需用費	13,690	14,927	14,621
消耗品費	4,182	4,357	4,362
(うち、資料購入費として)	(2,063)	(2,125)	(2,124)
燃料費	0	4	4
食糧費	0	0	0
印刷製本費	326	360	327
光熱水費	8,339	8,339	8,620
修繕料	843	1,867	1,308
11. 役務費	1,503	1,704	1,464
通信運搬費	1,347	1,358	1,335
手数料	49	217	15
火災保険料	107	111	114
自動車損害保険料	0	18	0
12. 委託料	26,127	23,180	23,851
13. 使用料及び賃借料	13,175	15,607	15,181
14. 工事請負費	25,499	4,114	8,084
17. 備品購入費	12,550	15,333	12,488
(うち、図書購入費として)	(12,550)	(13,505)	(12,488)
18. 負担金	48	47	47
24. 積立金	1	1	29
26. 公課費	0	7	0
図書館費合計	161,366	150,261	156,450

## (7) 図書館協議会

犬山市図書館協議会委員名簿

(敬称略)

選出区分	氏名	役職名
◎学識経験者	富岡 仁	名古屋経済大学図書館館長
学識経験者	小幡 章子	名城大学非常勤講師
○家庭教育の向上に資する活動を行う者	古川 よし子	どんぐり文庫主宰
学校教育関係者	大藪 正恭	犬山西小学校校長
社会教育関係者	森岡 万朱衣	犬山市社会教育審議会委員
家庭教育の向上に資する活動を行う者	石田 民子	犬山市立図書館ボランティア連絡会代表 (けるるんくっく代表)

◎は会長、○は副会長

(令和7年3月31日時点)

※犬山市図書館協議会（定数10人以内、現委員数6人）は、平成2年10月に設置された。

平成17年度より開催を休止し、社会教育審議会において図書館に関する審議を行っていた。しかし、図書館の目標基準の見直しや子ども読書活動推進計画の策定など、今後の図書館運営に関する諮問機関として必要なため、平成20年7月より再開された。年に2回行われる会議では、図書館の利用状況（年間貸出冊数・年間利用者数など）を報告するほか、その年度に行われる事業計画が審議される。

## 2. 図書館資料

### (1) 図書館資料(蔵書統計)

(令和7年3月31日現在、単位：冊)

区分 分類	令和5年度 蔵書冊数	令和6年度増加冊数			令和6年度 除籍冊数	令和6年度 保管換等冊数 <small>注1)</small>	令和6年度末蔵書冊数			
		本館	楽田	計			本館	楽田	全館合計	
一般書	0類 総記	3,704	155	2	157	118	△ 12	3,674	57	<b>3,731</b>
	1類 哲学	5,397	167	11	178	266	△ 3	5,171	135	<b>5,306</b>
	2類 歴史	12,944	519	11	530	665	△ 19	12,282	508	<b>12,790</b>
	3類 社会科学	19,503	730	27	757	1,451	△ 13	18,378	418	<b>18,796</b>
	4類 自然科学	10,521	472	53	525	592	3	9,981	476	<b>10,457</b>
	5類 工学・家政	14,649	470	37	507	941	△ 20	13,224	971	<b>14,195</b>
	6類 産業	5,934	178	7	185	306	△ 7	5,630	176	<b>5,806</b>
	7類 芸術	14,535	432	9	441	677	△ 76	13,780	443	<b>14,223</b>
	8類 言語	2,417	53	3	56	191	△ 3	2,193	86	<b>2,279</b>
	9類 文学	61,519	2,232	85	2,317	2,298	△ 6	55,780	5,752	<b>61,532</b>
	郷土資料	7,713	189	15	204	16	35	7,659	277	<b>7,936</b>
	その他 <sup>注2)</sup>	11,810	639	1	640	24	328	12,566	188	<b>12,754</b>
	小計	170,646	6,236	261	6,497	7,545	207	160,318	9,487	<b>169,805</b>

児童書	0類 総記	717	17	1	18	41	0	593	101	<b>694</b>
	1類 哲学	636	12	2	14	56	0	503	91	<b>594</b>
	2類 歴史	3,004	51	24	75	225	△ 1	2,421	432	<b>2,853</b>
	3類 社会科学	3,233	85	9	94	93	△ 2	2,743	489	<b>3,232</b>
	4類 自然科学	6,073	155	19	174	237	0	5,176	834	<b>6,010</b>
	5類 工学・家政	2,222	73	12	85	31	0	1,924	352	<b>2,276</b>
	6類 産業	1,404	35	1	36	53	0	1,182	205	<b>1,387</b>
	7類 芸術	2,796	58	5	63	54	7	2,379	433	<b>2,812</b>
	8類 言語	711	13	1	14	4	0	580	141	<b>721</b>
	9類 文学	20,737	627	66	693	960	△ 12	17,720	2,738	<b>20,458</b>
	絵本	26,569	651	51	702	421	3	23,386	3,467	<b>26,853</b>
	紙芝居	3,110	3	1	4	2	6	2,917	201	<b>3,118</b>
	漫画	2,439	99	0	99	63	△ 20	1,836	619	<b>2,455</b>
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	<b>0</b>	
小計	73,651	1,879	192	2,071	2,240	△ 19	63,360	10,103	<b>73,463</b>	

合計	244,297	8,115	453	8,568	9,785	188	223,678	19,590	<b>243,268</b>
----	---------	-------	-----	-------	-------	-----	---------	--------	----------------

※ 令和6年度末蔵書冊数(本館+楽田)が「総計」である。

※ 令和6年度の年間購入冊数は6,689冊、年間寄贈受入冊数は1,819冊、その他追加冊数は26冊である。

※ 楽田ふれあい図書館の増加冊数及び蔵書冊数は、バーコード管理図書のみの数値であり、バーコード管理されていない書誌・所蔵データ未登録の寄贈図書を含まない。

注1) 保管換等冊数は、令和6年度中に保管場所の変更や分類変更を行った冊数である。

注2) その他は、地図、漫画、参考図書、サル文庫、平和図書、洋書、一般向け紙芝居、デジターを合計したものである。

## (2) 視聴覚資料 (A V 資料)

### ・映像資料

(単位：点)

種類 分類	VHS 注1) (館内利用)	VHS 注1) (館外利用)	L D (館内利用)	DVD (館内・館外)	計
邦画	0	0	0	65	65
洋画	0	3	0	68	71
音楽	0	0	0	7	7
スポーツ	0	0	0	9	9
生活・紀行	16	15	0	145	176
趣味	0	1	0	31	32
教育	4	0	0	43	47
アニメ	0	4	0	172	176
児童	0	0	0	11	11
その他	0	0	0	8	8
計	20	23	0	559	602

注1) VHSは内部資料につき貸出・閲覧不可

VHS：ビデオテープ

L D：レーザーディスク

C D：コンパクトディスク

C T：カセットテープ

### ・聴覚資料

(単位：点)

種類 分類	C D (館外利用可)	C T (館外利用可)	計
邦曲 (ホビュラ)	971	1	972
洋曲 (ホビュラ)	347	0	347
クラシック	482	4	486
邦楽	46	0	46
演劇・落語	98	0	98
民族音楽・ 外国の音楽	27	0	27
文芸作品	115	1	116
効果音・ 実況記録	82	0	82
児童	104	0	104
その他	184	1	185
計	2,456	7	2,463

(令和7年3月31日現在)

## (3) 所蔵新聞

中日新聞 (タ刊あり)	日本経済新聞 (タ刊あり)	週刊読書人
朝日新聞	日刊工業新聞	ジャパントイムズ
毎日新聞	中日スポーツ	読売KODOMO新聞
読売新聞	日刊スポーツ	
産経新聞	毎日小学生新聞	

### ・その他刊行物

尾北ホームニュース	高校生新聞
-----------	-------

## (4) 所蔵雑誌

No.	雑誌名	発刊	No.	雑誌名	発刊	No.	雑誌名	発刊
1	AERA	週刊	42	週刊文春	週刊	83	婦人公論	月2回
2	アルバトロスビュー	月2回	43	週刊ベースボール	週刊	84	婦人之友	月刊
3	anan	週刊	44	趣味の園芸	月刊	85	文芸春秋	月刊
4	FQ JAPAN	週刊	45	ジュニアエラ	月刊	86	mini	月刊
5	美しいキモノ	季刊	46	厚生労働	月刊	87	盆栽世界	月刊
6	エコノミスト	週刊	47	将棋世界	月刊	88	ミステリーマガジン	隔月
7	ESSE	月刊	48	小説現代	月刊	89	エクラ	月刊
8	オートバイ	月刊	49	小説新潮	月刊	90	MEN'S NON-NO	月刊
9	オール読物	月刊	50	小説幻冬	月刊	91	MORE	月刊
10	オレンジページ	月2回	51	SKI GRAPHIC	月刊	92	モモ	年2回
11	ミュージック・マガジン	月刊	52	スクリーン	月刊	93	文学界	月刊
12	会社四季報	季刊	53	スマッシュ	月刊	94	やさい畑	隔月
13	かがくのとも	月刊	54	すてきにハンドメイド	月刊	95	山と溪谷	月刊
14	家庭画報 (ミニサイズ)	月刊	55	相撲	月刊	96	ランナーズ	月刊
15	キネマ旬報	月2回	56	世界	月刊	97	旅行読売	月刊
16	きょうの料理	月刊	57	TIME	週刊	98	歴史街道	月刊
17	クーヨン	月刊	58	ダ・ヴィンチ	月刊	99	歴史人	月刊
18	ドゥーパ!	隔月	59	たくさんのふしぎ	月刊	100	LEE (ミニサイズ)	月刊
19	CLASSY.	月刊	60	短歌	月刊	102	LEON	月刊
20	暮らしの手帖	隔月	61	中央公論	月刊	103	レディブティック	月刊
21	クロワッサン	月2回	62	つり情報	月刊	104	和楽	隔月
22	芸術新潮	月刊	63	鉄道ファン	月刊	105	この本読んで	季刊
23	サッカーマガジン	月刊	64	天文ガイド	月刊	106	北欧テイストの部屋づくり	年3回
24	自家用車	月刊	65	MONOQLO	月刊	107	ガーデン&ガーデン	季刊
25	日経PC21	月刊	66	フォトコン	月刊	108	ライブラリー・リソース・ガイド	季刊
26	アクアライフ	月刊	67	nicola	月刊			
27	Wan	隔月	68	日経TRENDY	月刊		楽田ふれあい図書館	
28	日経ヘルス	隔月	69	日経マネー	月刊	1	MART	月刊
29	現代詩手帖	月刊	70	Newtype	月刊	2	ゆうゆう	月刊
30	航空ファン	月刊	71	Newton	月刊	3	レタスクラブ	月刊
31	こどものとも 年少版	月刊	72	猫びより	隔月	4	趣味の園芸やさいの時間	隔月
32	こどものとも 年中向	月刊	73	nonno	月刊	5	きょうの料理ビギナーズ	月刊
33	こどもの本	月刊	74	Number	隔週	6	ニコ☆プチ	隔月
34	暮ワールド	月刊	75	俳句	月刊	7	KODOMOE	隔月
35	サライ	月刊	76	BiCYCLE CLUB	月刊	8	旅の手帖	月刊
36	サンキュ (ミニサイズ)	月刊	77	バスケットボール	月刊			
37	サンデー毎日	週刊	78	ひらがなタイムズ	月刊			
38	時局	週刊	79	PHP	月刊			
39	JTB時刻表	月刊	80	PHPスペシャル	月刊			
40	週刊新潮	週刊	81	BE-PAL	月刊			
41	週刊東洋経済	週刊	82	美術手帖	隔月			

## 寄贈を受けている雑誌

No.	雑誌名	発刊	No.	雑誌名	発刊	No.	雑誌名	発刊
1	ひととき	月刊	5	健康365	月刊	9	ペット宿ドットコム	不定期
2	WEDGE	月刊	6	チルチンびと	季刊	10	武道	月刊
3	MAMOR	月刊	7	すみごち	不定期	11	フィッシングカフェ	年3回
4	サーナ	季刊	8	with PETs	隔月	12	宇宙のとびら	季刊

## 雑誌スポンサー締結中の雑誌

No.	雑誌名	発刊	No.	雑誌名	発刊	No.	雑誌名	発刊
1	こどものとも0.1.2	月刊	7	中期のひよこクラブ	季刊	13	婦人画報	月刊
2	CHEEK	月刊	8	後期のひよこクラブ	季刊	14	MOE	月刊
3	初めてのたまごクラブ	季刊	9	プレジデントファミリー	季刊	15	こどものとも	月刊
4	中期のたまごクラブ	季刊	10	子供の科学	月刊	16	東海じゃらん	月刊
5	後期のたまごクラブ	季刊	11	東海ウォーカー	月刊	17	プレジデント	月2回
6	初めてのひよこクラブ	季刊	12	きょうの健康	月刊			

(令和7年3月31日時点)

## (5) 特別コレクション

### ① 「サル文庫」

#### ●「サル文庫」オープンの由来

霊長類の世界的研究施設である京都大学霊長類研究所（久保田競所長＝当時。犬山字官林）から1993年3月に、市立図書館にサル（霊長類）に関する文献を寄贈したい旨の提案があった。

この目的には、犬山に立地している霊長類研究所で、実際に行われている研究分野の文献を寄贈することで、市民や地域社会との交流が図れること。また、専門的であるため一般にはなじみの薄い「サル学（霊長類学）」という研究内容について文献を通じて理解を深めてもらうことなどがある。

この寄贈を受け入れるとともに、市立図書館でもサル学関係の図書を選書・購入し、専用のコーナーを設置し、霊長研のほかに、寄贈の賛同を得た（財）日本モンキーセンター（所長・河合雅雄京都大学名誉教授＝当時）からの文献を受け入れて、1993年7月21日に「サル文庫」が市立図書館内にオープンした。コーナーには現在、一般書・児童書を合わせて約980冊が納本されている。

#### ●「サル文庫」の特徴点

① 地方の図書館では、郷土関係の図書を収集するのが主だが、「サルの文献」を収集している図書館は全国的に珍しい。

② 地域の特徴を生かした図書館の一翼を担っている。

（参考）

〈京都大学霊長類研究所（現：京都大学ヒト行動進化研究センター）〉

霊長類に関する総合的研究を目的として、1967年6月に設立された。

1969年には、現在の地に研究所のキャンパス工事が完了。その後、サルの放し飼い実験場や検疫棟、繁殖コロニー、育成舎などを建設し、「実験的研究施設」としての整備を進めている。また、研究所が保有している霊長類の中には、人間と図形文字で意思伝達ができる、世界的に有名なチンパンジー「アイ」「アユム」親子などがいる。

2022年4月1日に京都大学ヒト行動進化研究センターが設置され、霊長類研究所の3分野、2付属施設が引き継がれた。

〈（財）日本モンキーセンター〉

1956年に設立。世界サル類動物園では、数百頭のサルを一般公開しており、ほかにも「ビジターセンター」など20余りの園内施設がある。

### ② 「桑原文庫」

#### ●「桑原文庫」オープンの由来

市内で会社経営の桑原正則氏が、同社の創業100周年を記念して、図書館オープン時に書籍整備購入費として500万円を寄附。図書館では、オープン後、主に図鑑や辞書を購入し、館内に「桑原文庫」を開設した。

現在、同文庫には『正編・群書類従(全30巻)』『続・群書類従(全86巻)』『平安朝歌合大成(全10巻)』『数寄屋建築集成(全9巻)』『編年・百姓一揆資料集成(全16巻)』のほか、レオナルド・ダ・ヴィンチの貴重な複製手稿※(全12巻、約200万円)なども備えられている。

この複製手稿は希望すれば閲覧が可能である。

※フランス学士院蔵「レオナルド・ダ・ヴィンチ パリ手稿」(ファクシミリ版)

「レオナルド・ダ・ヴィンチ パリ手稿」は、全世界で998セットの限定版として発売され、そのうち日本版では115セットが限定刊行された。

### ③ 「犬文庫」

#### ● 「犬文庫」 オープンの由来

平成30年の犬山市成年関連行事の一つとして、「犬」に関連する書籍を中心としたテーマ別展示の発展形として2018年1月4日に「犬文庫」を開設した。「犬文庫」のコーナーには現在、一般書・児童書を合わせて約600冊を排架している。

この目的には、犬山市が全国で唯一「犬」の名前が付く自治体であり、成年に合わせて地域を盛り上げること。また、「サル文庫」の隣に設置し、「犬猿の仲」である二匹の動物が隣り合わせで排架されることの相乗効果によって利用を促進することなどがある。

「犬文庫」には犬の育て方から介助犬や盲導犬の紹介、犬にちなんだ小説や絵本など、犬関係の図書を選書・購入し、特設コーナーを設置した。

### 3. 利用統計

#### (1) 図書貸出冊数 (仮登録者分を含む)

(単位：冊)

月別	4月	5月	6月	7月	8月	9月
本館	29,993	32,101	34,379	35,962	37,796	20,473
楽田分館	930	1,484	1,519	1,051	708	897
計	30,923	33,585	35,898	37,013	38,504	21,370

月別	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
本館	35,393	34,153	30,403	30,872	32,934	35,916	390,375
楽田分館	1,270	1,203	844	844	1,013	896	12,659
計	36,663	35,356	31,247	31,716	33,947	36,812	403,034

#### (2) 利用者数 (貸し出しを受けた人数、仮登録者を含む)

(単位：人)

月別	4月	5月	6月	7月	8月	9月
本館	10,251	11,118	11,510	12,237	13,053	6,802
楽田分館	237	371	384	232	163	235
計	10,488	11,489	11,894	12,469	13,216	7,037

月別	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
本館	11,802	11,826	10,381	10,987	11,317	12,649	133,933
楽田分館	330	319	203	231	261	224	3,190
計	12,132	12,145	10,584	11,218	11,578	12,873	137,123

#### (3) 視聴覚資料利用点数

館内視聴 (単位：人)  
館外利用 (単位：点)

月別	4月	5月	6月	7月	8月	9月
館内視聴	0	0	4	4	6	1
館外利用	151	212	199	222	280	124
計	151	212	203	226	286	125

月別	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
館内視聴	7	1	1	6	6	4	40
館外利用	200	184	150	178	192	203	2,295
計	207	185	151	184	198	207	2,335

## (4) 登録者数 (市外・県外を含む)

(単位：人)

年齢	6歳未満	6歳～11歳	12歳～14歳	15歳～17歳	18歳～19歳	20歳～29歳
人数	108	325	64	102	69	208

年齢	30歳～39歳	40歳～49歳	50歳～59歳	60歳以上	計	累計
人数	208	152	106	114	1,456	89,624

## 年度別登録者数

(単位：人)

年度	人数	年度	人数
平成27年度	1,568	令和2年度	807
平成28年度	1,508	令和3年度	1,821
平成29年度	1,265	令和4年度	1,298
平成30年度	1,380	令和5年度	1,543
令和元年度	1,142	令和6年度	1,456

## (5) 予約受付数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
本館	424	442	563	556	487	284	508	548	507	544	498	472	5,833
楽田分館	34	41	32	28	57	49	41	42	27	53	116	37	557
インターネット	1145	1118	1314	1322	1251	996	1350	1436	1366	1409	1414	1263	15,384
計	1,603	1,601	1,909	1,906	1,795	1,329	1,899	2,026	1,900	2,006	2,028	1,772	21,774

## (6) リクエスト受付数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
冊数	73	85	102	92	91	43	91	87	66	78	66	68	942

## (7) コピーサービス利用枚数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
本館	154	115	315	253	244	127	171	317	502	348	239	402	3,187
楽田分館	5	4	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12
計	159	119	318	253	244	127	171	317	502	348	239	402	3,199

## (8) 学習室利用人数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
開放日数	25	27	26	26	27	14	27	25	23	24	24	26	294
利用人数	901	1,226	1,562	1,724	2,980	813	1,518	1,721	1,019	1,253	2,046	947	17,710
1日平均人数	36	45	60	66	110	58	56	69	44	52	85	36	60

(9) ホームページ資料検索アクセス回数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
パソコン版	6,636	7,010	7,682	9,567	9,726	4,165	7,720	7,641	6,275	6,628	7,193	7,708	87,951
携帯電話版	144,897	148,598	148,650	155,326	138,131	120,164	137,556	125,757	123,401	135,405	131,533	142,273	1,651,691
計	151,533	155,608	156,332	164,893	147,857	124,329	145,276	133,398	129,676	142,033	138,726	149,981	1,739,642

注) パソコン版は、愛知県内図書館横断検索「愛蔵くん」経由のアクセスも含む。

(10) 本の寄贈

(単位：冊)

区 分	冊 数
寄贈図書(団体等)	742
寄贈図書(個人)	4,678
合 計	5,420

(11) 相互貸借冊数

図 書 館 名	借 受	貸 出
愛知県図書館	118	12
春日井市図書館	17	34
小牧市立図書館	18	17
江南市立図書館	15	19
岩倉市図書館	11	20
扶桑町図書館	6	2
大口町立図書館	5	7
その他県内公立図書館	322	421
国立国会図書館	0	0
県外公立図書館	6	51
大学図書館	0	0
合 計	518	583

## (12)年間最多利用図書・ベストリーダー

## 【一般図書部門】

順位	書名	編著者名	出版社	貸出回数
1	白鳥とコウモリ	東野 圭吾	幻冬舎	71
2	汝、星のごとく	凧良 ゆう	講談社	69
3	ブラック・ショーマンと名もなき町の殺人	東野 圭吾	光文社	68
4	かがみの孤城	辻村 深月	ポプラ社	67
5	ブラック・ショーマンと覚醒する女たち	東野 圭吾	光文社	62
6	クスノキの番人	東野 圭吾	実業之日本社	61
7	52ヘルツのクジラたち	町田 そのこ	中央公論新社	58
8	成瀬は天下を取りにいく	宮島 未奈	新潮社	55
9	財布は踊る	原田 ひ香	新潮社	54
10	希望の糸	東野 圭吾	講談社	51

## 【児童図書部門】

順位	書名	編著者名	出版社	貸出回数
1	深海のサバイバル	ゴムドリco.	朝日新聞出版	114
2	わたしのワンピース	にしまき かやこ	こぐま社	111
3	大気汚染のサバイバル	スウィートファクトリー	朝日新聞出版	110
4	ぴょん	まつおか たつひで	ポプラ社	108
5	植物世界のサバイバル 1	スウィートファクトリー	朝日新聞出版	107
5	水不足のサバイバル	スウィートファクトリー	朝日新聞出版	107
7	異常気象のサバイバル 2	ゴムドリco.	朝日新聞出版	106
8	人体のサバイバル 3	ゴムドリco.	朝日新聞出版	103
9	植物世界のサバイバル 2	スウィートファクトリー	朝日新聞出版	102
10	エネルギー危機のサバイバル 2	金 政郁	朝日新聞出版	101

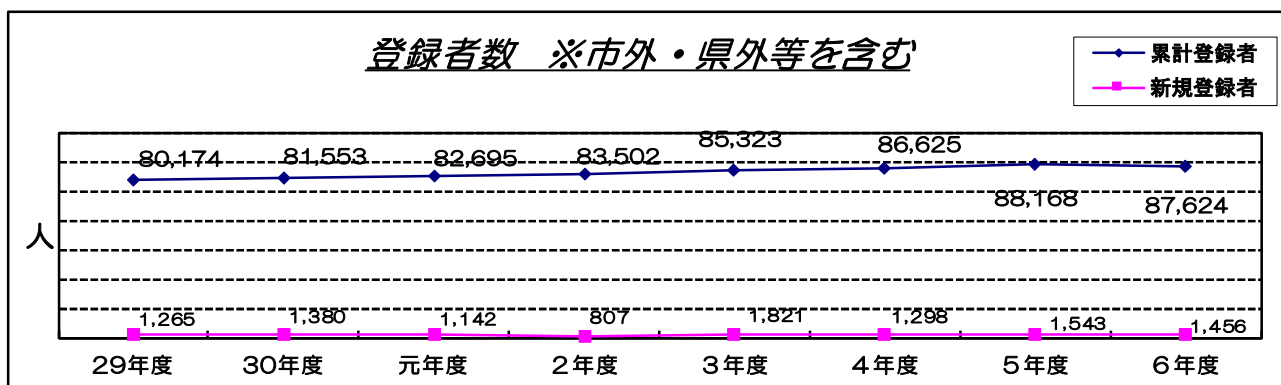
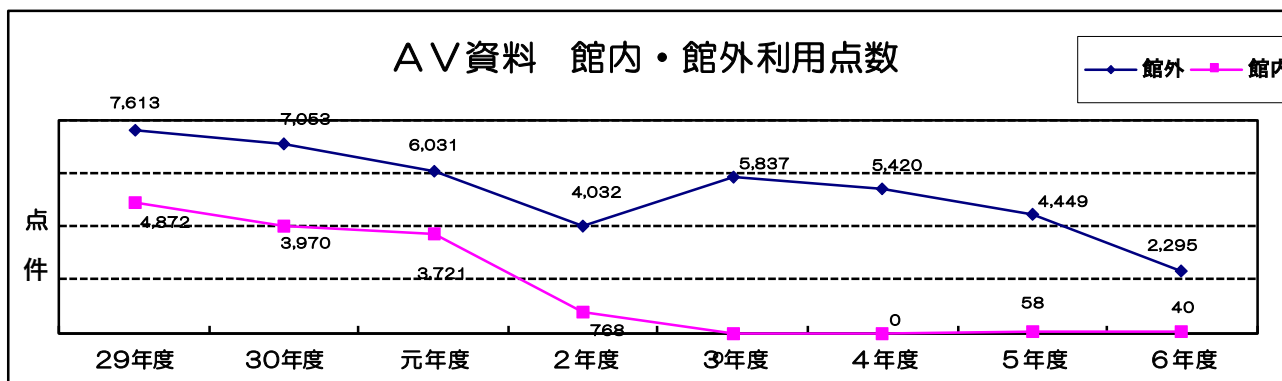
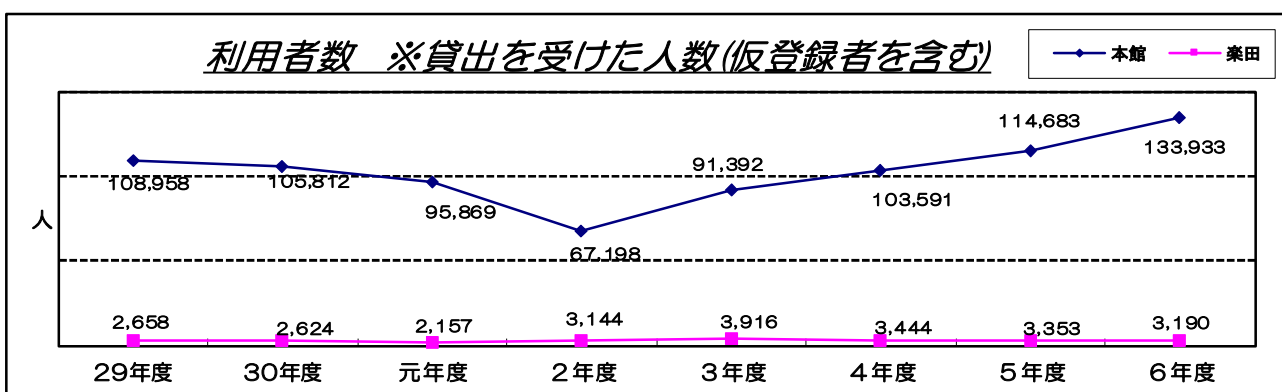
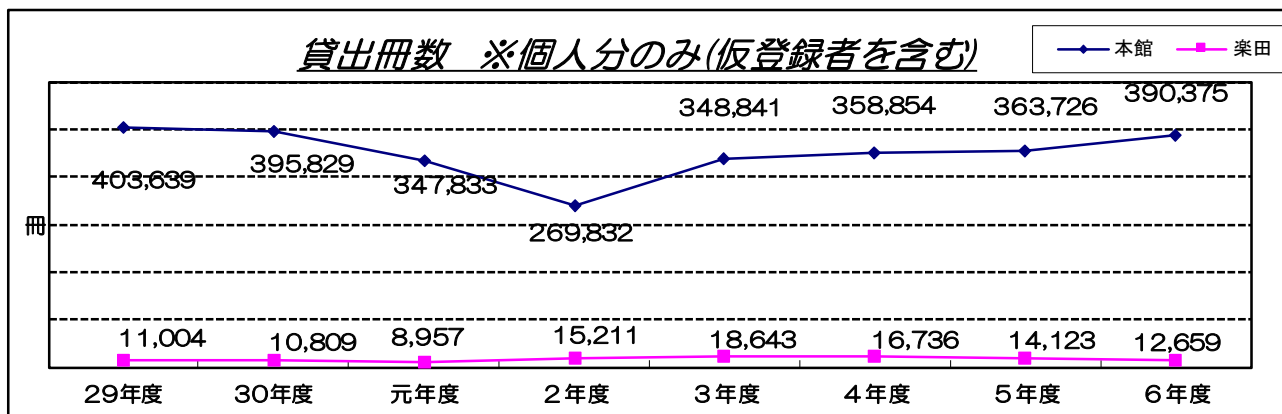
## 【雑誌部門】

順位	雑誌名	出版社	貸出回数
1	こどものとも 0.1.2.	福音館書店	775
2	オレンジページ	オレンジページ	599
3	クロワッサン	マガジンハウス	560
4	サンキュ!	ベネッセコーポレーション	535
5	婦人公論	中央公論新社	503
6	ハルメク	ハルメク	416
7	こどものとも 年少版	福音館書店	415
8	プレジデント	プレジデント社	410
9	ESSE	フジテレビジョン	409
10	暮らしの手帖	暮らしの手帖社	369

## 【視聴覚部門】

順位	ビデオタイトル	編著者名/監督名	製作社	視聴回数
1	映画クレヨンしんちゃん アクション仮面VSハイグレ魔王	本郷 みつる	シンエイ動画	24
2	映画クレヨンしんちゃん 嵐を呼ぶ!夕陽のカスカベボーイズ	水島 努	シンエイ動画	23
3	ハウルの動く城	宮崎 駿	ブエナビスタホームエンターテイメント	22
3	トムとジェリー 上には上がある		FINE DISC CORPORATION	22
5	映画クレヨンしんちゃん プリプリ王国の秘宝	本郷 みつる	シンエイ動画	21
5	映画クレヨンしんちゃん 暗黒タマタマ大追跡	原 恵一	シンエイ動画	21
5	崖の上のポニョ	宮崎 駿	ウォルト・ディズニー・スタジオ・ジャパン	21
5	NEWはたらくるま	高田 べん	ビジュアル・ケイ	21
9	となりのトトロ	宮崎 駿	ウォルト・ディズニー・スタジオ・ジャパン	20
9	トムとジェリー 1		コアラブックス	20
9	レミーのおいしいレストラン	ブラッド・バード	ウォルト・ディズニー・スタジオ・ジャパン	20
9	天空の城ラピュタ	宮崎 駿	ブエナビスタホームエンターテイメント	20
9	トムとジェリーの大冒険 劇場版	フィル・ローマン	ワーナー・ホーム・ビデオ	20
9	忍たま乱太郎 忍術学園全員出動!の段	藤森 雅也	電通	20
9	映画クレヨンしんちゃん ヘンダーランドの大冒険	本郷 みつる	シンエイ動画	20
9	ズートピア	バイロン・ハワード	ウォルト・ディズニー・スタジオ・ジャパン	20

## 4. 利用状況の推移



## 5. 図書館実施事業

### (1) 行事

#### (1)-1 図書館行事

##### ア. 紙芝居に親しむ会「演じてみよう！」

内 容 : 紙芝居を読んだり観たり体験する

日 時 : ①4月27日(土) ②5月25日(土) 午後1時30分~午後3時  
③6月22日(土) 午後1時30分~午後3時30分

対 象 : 紙芝居に興味のある方

参加者 : ①15人 ②13人 ③38人

講 師 : ①②石田民子、大野桂子 ③橋口英二郎

##### イ. 子ども図書館まつり(子ども読書活動推進事業)

内 容 : ①人形劇 ②ミニ工作教室

日 時 : ①5月5日(祝) 午後2時~午後3時 ②5月6日(休) 午後1時30分~午後3時

対 象 : ①小学生以下とその保護者 ②小学生以下

参加者 : ①48人 ②10人

講 師 : ①人形劇団ゆめぼけっと ②城井恵理子

##### ウ. すまいのえほんワークショップ

内 容 : 女性建築士による「すまいのえほんワークショップ」

日 時 : 5月5日(祝) 午前10時30分~午後0時30分

対 象 : 小学1年生~6年生

参加者 : 11人

講 師 : 愛知建築士会女性委員会

##### エ. 講演会「わたしの絵本づくり」(子ども読書活動推進事業)

内 容 : 愛知県在住の絵本作家による絵本の作り方や絵本にかける想いを聞く講演会

日 時 : 5月6日(休) 午前10時30分~正午

参加者 : 26人

講 師 : 正高もところ

##### オ. 赤ちゃん絵本とわらべ唄で遊ぼう講座(子ども読書活動推進事業)

内 容 : 子どもと絵本を読む喜びを経験してもらうための講座

日 時 : ①6月2日(日) ②6月9日(日) 午前10時30分~正午

対 象 : 乳幼児とその保護者

参加者 : ①26人 ②16人

講 師 : 古川よし子

##### カ. 子ども俳句教室~たのしく言葉あそび~(子ども読書活動推進事業)

内 容 : 季節を感じながら言葉遊びをすることで、楽しみながら俳句を学ぶ

日 時 : ①6月23日(日) ②10月20日(日) ③12月15日(日) ④3月23日(日)  
午後1時30分~午後3時

対 象 : 小学1年生~6年生(市内在住もしくは市内小学校に通学)

参加者 : ①10人 ②6人 ③6人 ④5人

講 師 : 宮地瑛子

##### キ. みんなで楽しむ紙芝居「おおきくおおきくなりたいこどもたち みんなあつまれ！」

内 容 : 保護者と子どもで紙芝居を学ぶ連続講座

日 時 : ①7月13日(土) ②7月27日(土) 午後1時30分~午後3時

対 象 : 小学生以下と保護者

参加者 : ①17人 ②14人

講 師 : 石田民子、大野桂子

ク. 夏休み工作教室

内 容 : オリジナルまが玉を作ってみよう!  
日 時 : 7月14日(日)午後1時30分~午後3時  
対 象 : 小学生  
参加者 : 22人  
講 師 : 高林徹雄

ケ. 読書感想文を書こう

内 容 : 読書感想文の書き方を学ぶことで本の読み方、読書の楽しさを知る  
日 時 : ①8月7日(水) ②8月8日(木) ③8月9日(金) 午後2時~午後4時  
対 象 : 小学生  
参加者 : ①4人 ②5人 ③5人  
講 師 : 牛田美和子

コ. 犬山子ども司書講座(子ども読書活動推進事業)

内 容 : 図書館や本に関する知識を学ぶ  
日 時 : 8月21日(水)、8月22日(木) 午後1時~午後4時  
対 象 : 市内在住の小学3年生~6年生  
参加者 : 12人  
講 師 : 小幡章子

サ. 暮らしの法律セミナー「やさしい相続と遺言」

内 容 : 相続と遺言をテーマに、事例や判例をもとにわかりやすく解説  
日 時 : 9月7日(土) 午後2時~午後3時30分  
参加者 : 39人  
講 師 : 中村弥生

シ. ぬいぐるみおとまり会

内 容 : 子どもたちのお気に入りのぬいぐるみが図書館に泊まり、夜の館内を大冒険  
日 時 : 10月26日(土)、10月27日(日) 午後4時30分~午後5時  
対 象 : 小学3年生以下  
参加者 : 15人  
講 師 : 古川よし子、市立図書館司書

ス. 講演会「子どもたちを冒険の世界へ導くために」(子ども読書活動推進事業)

内 容 : 「ガンバの冒険シリーズ」の作者斎藤惇夫氏を招いての講演会  
日 時 : 11月23日(祝) 午後1時30分~午後3時  
対 象 : 小学生以上  
参加者 : 55人  
講 師 : 斎藤惇夫

セ. ひみつきちを作ろう!

内 容 : 読み聞かせにより住環境を知った後、秘密基地の工作を行う  
日 時 : 11月30日(土) 午後1時30分~午後3時30分  
対 象 : 小学1年生~6年生  
参加者 : 12人  
講 師 : 愛知建築士会女性委員会、椋山女学園大学川野研究室

ソ. 歴史ミニセミナー

内 容 : 小牧・長久手の戦いについて  
日 時 : 12月7日(土) 午後1時30分~午後3時  
対 象 : 一般  
参加者 : 30人  
講 師 : 長谷川明男

タ. 読み聞かせボランティア養成講座（子ども読書活動推進事業）

内 容 : 乳幼児向け絵本などを使い読み聞かせ方法を学ぶ連続講座

日 時 : ①1月11日（土）②2月9日（日）③3月2日（日）午後2時～午後3時30分

対 象 : 読み聞かせをしてみたい人、子育て中の人

参加者 : ①15人 ②19人 ③13人

講 師 : 古川よし子

チ. 本の修理教室

内 容 : 本の構造、修理について学ぶ

日 時 : 1月19日（日）午後2時～午後3時30分

対 象 : 中学生以上（認定子ども司書は小学3年生以上）

参加者 : 25人

講 師 : 田中稔

ツ. 五色百人一首であそぼう

内 容 : 5色百人一首を使い2人1組で対戦

日 時 : 1月25日（土）午後2時～午後3時30分

対 象 : 小学生以上

参加者 : 8人

講 師 : 牛田美和子

テ. 図書館司書の話聞いてみよう！

内 容 : 学生と図書館司書が車座になり話すフリートーク型のイベント

日 時 : 2月22日（土）午後2時～午後3時

対 象 : 中学生、高校生

参加者 : 4人

講 師 : 図書館司書

(1)-2 図書館ボランティア、図書館サポーター等協力行事

ア. わくわくドキドキおはなし会

内 容 : 絵本の読み聞かせ

日 時 : 4月17日（水）午前10時30分～午前11時

対 象 : 犬山幼稚園 丸山子ども未来園

参加者 : 犬山幼稚園 16人、丸山子ども未来園 34人

講 師 : 星とたんぼぼ

イ. ふうちゃんブック

内 容 : 読み聞かせ、ブックトーク

日 時 : 毎月第1または第2火曜日 午前10時30分～午前11時30分

講 師 : 古川よし子

ウ. 「ももたろう」おはなし会

内 容 : 読み物や絵本を題材にしたおはなし会

日 時 : 毎月第2、第4土曜日 午前11時～午前11時30分

講 師 : ももたろう

エ. 「星とたんぼぼ」ひよこちゃんおはなし会

内 容 : 絵本の読み聞かせ・紙芝居・わらべうた・手遊びなど

日 時 : 7月～3月第1水曜日 午前11時～午前11時30分

対 象 : 8ヶ月以上の未就園児と保護者

会員数 : 30組

講 師 : 星とたんぼぼ

オ. 「おはなしぼっくす」ストーリーテリング

内 容 : 世界の昔話の素語り

日 時 : 奇数月第3土曜日 午前11時～午前11時30分

講 師 : おはなしぼっくす

カ. 「けるるんくっく」紙芝居

内 容 : 紙芝居・手遊び

日 時 : 毎月第1土曜日 午前11時～午前11時30分

講 師 : けるるんくっく

キ. 「藍の会」読書会

内 容 : 課題本の書評、感想を話し合う

日 時 : 毎月第4金曜日 午後2時～午後4時

講 師 : 藍の会

ク. 「犬てつ」えほんでたい話

内 容 : 絵本を読んで問いについてみんなで考える

日 時 : 偶数月第3土曜日 午前10時30分～午前11時15分

講 師 : 犬てつ

ケ. 「犬てつ」こどもと大人のでつがくじかん

内 容 : 日常の中で浮かぶ「なんでだろう？」と思うことを子どもと大人が考える

日 時 : 奇数月第2土曜日 午後2時～午後3時30分

講 師 : 犬てつ

コ. 「まめっちゃん」わらべ唄、読み聞かせ

内 容 : わらべ唄や絵本の読み聞かせなど

日 時 : 毎月第2日曜日 午前10時30分～正午

講 師 : まめっちゃん

サ. 朗読ユニットまどかによる平和祈念朗読会

内 容 : 母と子の思いをつなぐ

日 時 : 8月10日(土) 午後2時～午後3時30分

参加者 : 38人

講 師 : 朗読ユニットまどか

シ. みんなあつまれおはなし会

内 容 : 図書館ボランティアたちによるおはなし会や朗読会・読書会

日 時 : 11月4日(休) 午前10時30分～午後4時

講 師 : 図書館ボランティア

ス. ちょっと早めのクリスマスおはなし会

内 容 : ひよこちゃんおはなし会クリスマスおはなし会

日 時 : 12月4日(水) 午前11時～午前11時45分

対 象 : 4歳以下の子どもと保護者

参加者 : 55人

講 師 : 古川よし子、星とたんぽぽ、図書館職員

セ. 朗読ユニットまどかによる朗読会

内 容 : 今は昔五つの美女のものがたり

日 時 : 3月8日(土) 午後2時～午後3時30分

参加者 : 44人

講 師 : 朗読ユニットまどか

(1)-3 展示

- ア. こどもの読書週間「子どもたちに読んでほしい本」 4月23日(火)～5月12日(日)
- イ. 青少年によい本をすすめる県民運動 10月1日(火)～10月31日(木)
- ウ. 図書館職員によるおすすめ本の展示 1月4日(土)～1月26日(日)

(1)-4 学校図書館、大学図書館等の連携

ア. 学校連携セミナー（子ども読書活動推進事業）

日 時：①7月31日（水）午後2時～午後4時②11月8日（金）午後2時～午後4時  
③1月31日（金）午後2時～午後4時

参加者：①19人 ②13人 ③13人

講 師：①、③小幡章子 ②竹内純子

イ. 名古屋経済大学図書館連携事業「お金について知ろう、学ぼう、考えよう！」

・本の展示

内 容：お金に関する本の展示

期 間：10月12日（土）～11月22日（金）

・契約と消費者トラブルセミナー

内 容：契約の基本や注意したい消費者トラブルについて学ぶ

日 時：11月9日（土）午後2時～午後3時

対 象：中学生以上

参加者：15人

講 師：祖父江仁美

ウ. 名城大学笠井ゼミによる企画

・母の日ミニ展示 5月5日(日)～5月12日(日)

・斎藤惇夫先生講演会記念展 11月21日(水)～12月27日(金)

エ. 学校連携展示

・SDGs 展示（南部中） 11月16日（水）～12月27日（金）

・市内小学校読書感想画展示 1月4日(土)～1月31日(金)

3月1日(土)～3月12日(水)

・市内中学校おすすめ本POP 展示 2月1日(土)～2月28日(金)

・市内小中学校バズリ本展示 3月13日(木)～4月13日(日)

(1)-5 図書館見学（市内小学校）

日 時	学 校 名	参 加 人 数
6月5日	犬山西小学校	2年生 83人
6月26日	東小学校	2年生 58人
10月3日	犬山南小学校	2年生 88人
10月23日	楽田小学校	2年生 90人
10月24日	城東小学校	2年生 61人
11月7日	犬山北小学校	2年生 73人
11月28日	池野小学校	2年生 11人
12月13日	羽黒小学校	2年生 63人

## (1)-6 職場体験学習（市内中学校）

日 時	学 校 名	参 加 人 数
10月17日～18日	犬山中学校	3人
12月4日～5日	南部中学校	3人

## (1)-7 インターンシップ

日 時	学 校 名	参加人数
10月29日～10月30日	誠信高校	1年生 3人
11月13日～11月15日	犬山高校 総合ビジネス科	2年生 1人
3月4日～3月6日	誠信高校	2年生 3人

## (1)-8 広報誌発行

広報誌名	回 数
広報犬山「図書館だより」	年12回
わん Books	年6回
学校連携スペシャル号	年2回
としょかんだより	年12回
学校連携スペシャル号	年2回

## (1)-9 インターネットでの広報

広報誌名	回 数
犬山市立図書館ホームページ	<a href="https://www.city.inuyama.aichi.jp/kurashi/manabu/1000894/index.html">https://www.city.inuyama.aichi.jp/kurashi/manabu/1000894/index.html</a>
犬山市立図書館公式フェイスブック	<a href="https://www.facebook.com/犬山市立図書館-1865167643722405/">https://www.facebook.com/犬山市立図書館-1865167643722405/</a>

## (1)-10 ブックリサイクル

行事名	開催日等	参加人数	内 容
ブックリサイクル	10月19日	—	図書館のリサイクル本等の提供

※楽田小学校の運動会に合わせて楽田ふれあい図書館つばさで実施

(2) ボランティアグループ等

団体名称	活動日	活動内容
ふうちゃんブック	毎月 第1火曜日	読み聞かせ、わらべ唄、手遊び
星とたんぽぽ	7月～3月第1水曜日 (ひよこちゃんおはなし会)	未就園児を対象に、絵本の読み聞かせ、わらべ唄、手遊び 子ども未来園等への派遣おはなし会
おはなし会 「ももたろう」	毎月 第2・4土曜日	幼児・児童を対象に、絵本の読み聞かせ、紙芝居 子ども未来園等への派遣おはなし会
おはなしぼっくす	奇数月 第3土曜日	ストーリーテリング 子ども未来園等への派遣おはなし会
読書会 「藍の会」	毎月 第4金曜日	課題本の読書後、感想を話し合う 「広報犬山」今月の一冊への寄稿
手作り絵本同好会	不定期	創作手作り絵本製作 「ひよこちゃんおはなし会」への作品提供
すずらん	毎月 第2・4火曜日	キーパー、ブッカーの切り出しなど
けるるんくっく	毎月 第1土曜日	紙芝居の読み聞かせ
朗読ユニット 「まどか」	不定期 (令和5年度 年2回)	朗読会の開催
まめっちょさん	毎月 第2日曜日	読み聞かせ、わらべ唄
犬てつ	偶数月 第3土曜日	絵本を読んで問いについてみんなで考える

## 6. 図書館のあゆみ

1982年7月1日 (昭和57年)	犬山市立図書館建設調査委員会設置要綱制定 同調査委員の委嘱(15人)
11月1日	第1回図書館建設調査委員会の開催
1983年7月5日 (昭和58年)	第2回図書館建設調査委員会の開催
10月6日	第3回図書館建設調査委員会の開催
10月31日	第4回図書館建設調査委員会の開催
11月29日	建設調査委員会会長より市長へ調査報告書提出
1985年2月27日 (昭和60年)	市立図書館建設設計競技の実施(設計事務所6社が参加)
1987年11月16日 (昭和62年)	市立図書館建設計画案の一部変更(地下駐車場の建設計画)
1988年10月28日 (昭和63年)	犬山市立図書館建築確認申請許可
12月26日	土地収用法に基づく事業認定申請
1989年3月22日 (平成元年)	土地収用法に基づく事業認定許可
1990年6月26日 (平成2年)	図書館設置に伴う条例例規審査会
7月1日	旧中央公民館図書室閉鎖
7月31日	犬山市立図書館竣工
8月1日	旧中央公民館図書室から移転作業(8/1~8/2)(蔵書24,137冊を移転)
9月5日	図書館設置及び管理に関する条例提出(同9月20日議決)
10月1日	<b>図書館オープン記念式典</b>
10月2日	図書館一般オープン
11月14日	移動図書館車『ふれあい号』出発式典・運行開始 (定期巡回ステーションとして15か所)
1991年4月1日 (平成3年)	開館時間を午前10時~午後6時に変更
10月15日	視聴覚資料の館外貸出開始
1993年7月21日 (平成5年)	「サル文庫」オープン
1994年4月から (平成6年)	祝日(国民の休日を含む)開館実施 図書・AV資料の館外利用者枠を拡大 (愛知県、岐阜県に居住する者) 図書の館外利用点数を5点から10点に拡大 (AV資料は1点から2点に拡大)
1995年10月1日 (平成7年)	愛知県図書館とのオンライン稼働 図書館コンピュータ新機種稼働
1996年7月1日 (平成8年)	市内学校図書館とのオンライン稼働(4校) (予約システムは11月から)
1997年4月から	毎月の最終日(月末日)開館実施

(平成9年)	7月から	市内学校図書館とのオンライン稼働（5校）
	1998年5月1日	市内全小・中学校の学校図書館でオンライン稼働（14校）
(平成10年)	12月1日	各務原市立図書館との図書相互貸借協力を開始
	1999年8月1日	常設「本のリサイクル市」を実施
(平成11年)		
	2000年2月2日	国立国会図書館「図書館間貸出」加入館登録
(平成12年)	10月1日	図書館システム新機種稼働
	2001年1月4日	図書館ホームページ開設
(平成13年)	4月1日	楽田ふれあい図書館オープン 個人ボランティア活動開始
	5月7日	名古屋経済大学・名古屋経済短期大学部図書館市民開放開始
	5月27日	犬山西小ふれあい図書館運用支援開始
	2003年1月16日	犬山市社会福祉協議会による「初めて出会う絵本プレゼント事業 （ブックスタート）」協力支援
(平成15年)		
	7月1日	携帯電話蔵書検索システム稼働
	2004年1月4日	尾張北部広域行政圏（5市2町）図書館の相互利用開始
(平成16年)		
	2005年4月1日	楽田ふれあい図書館開館時間の変更（12:30～16:30 4時間開館）
(平成17年)	9月30日	市内全小・中学校の学校図書館オンライン休止
	2006年7月から	国立国会図書館レファレンス協同データベース事業参加
(平成18年)	8月31日	移動図書館事業休止
	10月1日	障がい者郵送貸出サービス開始 図書館ホームページリニューアル
	10月5日	図書館システム新機種稼働 利用者用インターネット端末1台設置 パソコン持込利用席2席設置
	2007年1月7日	学校インターネット予約貸出開始
(平成19年)	3月1日	インターネット予約開始
	2008年4月1日	雑誌予約開始
(平成20年)		
	10月1日～14日	図書館利用者アンケート実施
	2009年5月1日	視聴覚資料予約開始
(平成21年)		官報情報検索サービス利用者提供開始
	7月1日～8月30日	開館時間の試行延長（10:00～19:00）
	11月6日	カラーコピー機設置
	11月24日	図書館2階教育委員会事務局が市役所新庁舎へ移転
	2010年4月1日	図書館2階教育委員会事務室を展示室にリニューアル
(平成22年)		休館日の変更（祝日・振替休日の月曜日を開館し、直後の平日を休館） 学習室の平日開放開始
	4月18日	視聴覚資料郷土コーナー設置

	6月～8月	開館時間の延長開始（10:00～19:00）
(平成23年)	10月4日	図書館システム新機種稼働
	10月4日	学校図書館とシステムネットワーク化 図書館ホームページリニューアル
(平成24年)	10月1日	学校連携試行スタート
(平成25年)	3月	子ども読書活動推進計画策定
	11月1日	市内各出張所での図書館資料返却受付開始
	11月20日	雑誌スポンサー制度開始
(平成26年)	2014年4月1日	楽田ふれあい図書館開館日の変更（土曜日、日曜日のみ開館）
	10月31日	犬山西小ふれあい図書館運用支援終了（犬山西小ふれあい図書館閉館による）
	2015年1月1日	図書館広告掲載事業開始
(平成27年)	7月1日	名古屋経済大学図書館との相互交流に関する覚書締結 （犬山市民で犬山市立図書館カード所持者の名古屋経済大学図書館利用登録料無料化）
	10月1日	インターネット予約可能点数を3点から5点に変更
(平成28年)	4月～5月	子ども読書週間おススメ本の展示（名古屋経済大学図書館連携事業）
	9月1日	視覚障がい者等へのデジジー録音図書等の貸出サービス開始
	10月27日	読書通帳の配布開始
(平成29年)	2月～3月	内藤文草回顧展開催（名古屋経済大学図書館連携事業）
	4月1日	犬山市立図書館と名古屋経済大学図書館が所蔵する資料の相互貸借に関する 申し合わせ（試行4/1～H30.3/31）
	5月1日	法情報総合データベース「D1-Low.com」検索・閲覧サービス開始
	5月1日	国立国会図書館デジタル化資料送信サービス開始
	10月～2月	スタンプラリー「つなげてみよう みんなの図書館」（名古屋経済大学図書館連携事業）
	12月1日	犬山市立図書館公式フェイスブックページ開設
(平成30年)	1月4日	「犬文庫」オープン
	2月2日・9日 ・16日	「犬山子ども司書養成講座」開始
	4月1日	犬山市立図書館と名古屋経済大学図書館が所蔵する資料の相互貸借に関する 覚書
(平成31年)	3月2日	講演会「日本刀と犬山の歴史」（名古屋経済大学図書館連携事業）
(令和元年)	5月30日	第二次犬山市子ども読書活動推進計画を策定
(令和2年)	6月20日	楽田ふれあい図書館リニューアルオープン 楽田ふれあい図書館開館時間の変更（10:30～17:00 6時間30分）
	3月	ブックガイド作成
	3月30日	子ども読書空間オープン
(令和3年)	10月1日	図書館システム更新
	10月5日～11月2日	名古屋経済大学体験型プロジェクト実施（名古屋経済大学図書館連携事業）
	12月4日	子ども読書空間愛称「ブックキャンプ」の決定
(令和4年)	2月14日	学習支援リスト作成（学校連携事業）
	5月17日	学習室のインターネット予約開始
	10月1日	セキュリティゲート導入
	10月1日	ICタグ導入
(令和5年)	3月1日	パスファインダー作成（学校連携事業）

- |        |        |   |
|--------|--------|---|
|        | 3月24日  | 駐車場車路管制設備更新                                   |
|        | 4月23日  | 「令和5年度子供の読書活動優秀実践図書館文部科学大臣表彰」受賞               |
|        | 6月     | 出張文庫開始（学校連携事業）                                |
|        | 10月2日  | 図書館ホームページを廃止し市のホームページに統合                      |
|        | 10月4日  | 自動貸出機・自動返却機・座席予約システム・イベント管理システム導入<br>視聴覚ブース改修 |
|        | 11月18日 | いぬやまこども司書クラブ開始                                |
| (令和6年) | 3月5日   | まなびのコテージオープン                                  |
|        | 3月     | 第三次犬山市子ども読書活動推進計画を策定                          |
|        | 4月     | ネーミングライツ開始（「シンエイライフ犬山ライブラリー」）                 |
|        | 9月     | 1階開架室ソファリニューアル<br>ティーンズコーナー設置                 |
|        | 11月    | 第1回みんなあつまれおはなし会                               |
| (令和7年) | 2月     | 北側軒樋改修工事                                      |

# 7. 条例及び規則、要綱

○犬山市立図書館の設置及び管理に関する条例

平成2年6月30日  
条例第18号

改正 平成24年6月27日条例第21号  
(趣旨)

**第1条** この条例は、図書館法（昭和25年法律第118号。以下「法」という。）第10条及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき、犬山市立図書館（以下「図書館」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

**第2条** 市民の教育と文化の発展に寄与するため、図書館を犬山市大字犬山字東古券322番地1に置く。  
(業務)

**第3条** 図書館は、前条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 図書館資料の収集、整理、保存及び利用に関する業務
- (2) 読書会、研究会、鑑賞会、映画会、資料展示会等の主催及び奨励
- (3) 時事に関する情報及び参考資料の収集、紹介及び提供
- (4) 他の関係機関との資料の相互貸借
- (5) 移動図書館による巡回
- (6) その他図書館活動に必要な業務

(職員)

**第4条** 法第13条の規定に基づき、図書館に館長、司書その他必要な職員を置く。  
(管理)

**第5条** 図書館の管理は、法及びこの条例の規定に基づき、館長が行うものとする。  
(図書館協議会)

**第6条** 法第14条の規定に基づき、図書館に図書館協議会を置く。

2 図書館協議会の委員（以下単に「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

- (1) 学校教育の関係者
- (2) 社会教育の関係者
- (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (4) 学識経験のある者

3 委員の定数は、10人以内とする。

4 委員の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。

5 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(利用者の義務)

**第7条** 図書館の利用者は、図書館の利用に際し、この条例及びこの条例に基づく規則を守り、秩序を乱すような行為をしてはならない。

(損害賠償)

**第8条** 図書館の利用者は、図書館資料、設備等を滅失又はき損したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が損害を賠償させることが適当でないと認めたときは、この限りでない。

(委任)

**第9条** この条例に定めるもののほか、図書館の管理及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

附 則（平成17年12月28日条例第33号抄）

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に改正前の規定による施設の利用許可を受けている者は、改正後の規定による施設の利用許可を受けた者とみなす。

附 則（平成24年6月27日条例第21号）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(犬山市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 犬山市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第17号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

○犬山市立図書館の設置及び管理に関する条例の施行期日を定める規則

平成2年9月25日  
規則第16号

犬山市立図書館の設置及び管理に関する条例（平成2年条例第18号）の施行期日は、平成2年10月1日とする。

○犬山市立図書館管理規則

平成2年9月25日  
教委規則第3号

改正	平成3年3月25日教委規則第1号	平成4年3月30日教委規則第11号
	平成6年2月25日教委規則第6号	平成9年2月28日教委規則第1号
	平成17年9月1日教委規則第2号	平成18年3月27日教委規則第1号
	平成18年10月24日教委規則第4号	平成22年3月25日教委規則第4号
	平成25年4月1日教委規則第4号	平成31年1月10日教委規則第1号
	令和3年2月1日教委規則第1号	令和5年3月17日教委規則第2号

（趣旨）

**第1条** この規則は、犬山市立図書館の設置及び管理に関する条例（平成2年条例第18号）第9条の規定に基づき、犬山市立図書館（以下「図書館」という。）の管理及び運営について必要な事項を定めるものとする。

（開館時間及び休館日）

**第2条** 図書館の開館時間は、午前10時から午後6時までとする。

2 図書館の休館日は、次に掲げるとおりとする。

- （1）月曜日（月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の場合は、その日後においてその日に最も近い休日でない日）
- （2）1月1日から同月3日まで及び12月28日から同月31日まで
- （3）特別整理期間（年1回15日以内において館長が定める期間）

3 前2項の規定にかかわらず、館長が特に必要と認めるときは、教育長の承認を得て開館時間を変更し、又は臨時に休館することができる。

（入館の制限）

**第3条** 館長は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者に対し、入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。

- （1）公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められる者
- （2）他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となる物品若しくは動物の類を携行する者
- （3）伝染性疾患のある者
- （4）その他図書館の管理上支障があると認められる者

（館内利用）

**第4条** 図書館資料（以下「資料」という。）を館内で利用する者は、指定された場所において当該資料を利用しなければならない。

2 館内において同時に利用できる資料の数は、1人10点以内とする。ただし、特別の理由により館長の承認を得たときは、この限りでない。

（個人の館外利用）

**第5条** 資料の館外利用ができる者は、愛知県及び岐阜県に居住する者でなければならない。ただし、館長が特に適当と認めた者は、この限りでない。

2 資料の館外利用をしようとする者は、あらかじめ犬山市立図書館貸出登録申込書（様式第1又は様式第2）を館長に提出し、図書館カード（様式第3。以下「カード」という。）の交付を受けなければならない。

3 館長は、カードの交付にあたって必要があると認めるときは、居住を証明するに足る書類の提示を求めることができる。

4 カードを亡失若しくはき損し、又はその記載事項について変更があったときは、速やかに、犬山市立図書館カード亡失届（様式第4）を館長に提出し、カードの再交付又は訂正を受けなければならない。

5 カードは、他人に譲渡し、若しくは貸与し、又は不正に使用してはならない。

（個人の館外利用の手続等）

- 第6条** 資料の館外利用をしようとする者は、カードを係員に提示して、その手続を行うものとする。
- 2 個人が同時に館外利用できる資料の数は、1人につき10点以内とし、そのうち、図書及び雑誌については10点、紙芝居については3点、視聴覚資料については2点をそれぞれ上限とする。
  - 3 資料の館外利用できる期間は、15日以内とする。
  - 4 前2項の規定にかかわらず、館長が特に必要と認めるときは、館外利用できる資料の数又は期間を変更することができる。

(団体の館外利用)

**第7条** 資料を館外利用することができる団体は、市内に所在する官公署の機関、社会教育、文化及び福祉関係の各種団体その他これらに準ずる団体（以下「団体」という。）で、館長が適当と認めた団体とする。

- 2 資料を館外利用しようとする団体の代表者は、犬山市立図書館団体館外利用申請書（様式第5）を館長に提出し、犬山市立図書館団体館外利用許可書（様式第6。以下「許可書」という。）の交付を受けなければならない。

(団体の館外利用手続等)

**第8条** 団体で資料の館外利用をしようとするときは、その代表者は、許可書を提示して、その手続をするものとする。

- 2 団体の同時に館外利用できる資料の数は、その構成員1人あたり2点以内とし、合計200点を限度とする。
- 3 団体の資料の館外利用できる期間は、2月以内とする。
- 4 前2項の規定にかかわらず、館長が特に必要と認めるときは、館外利用できる資料の数又は期間を変更することができる。

(障害者郵送貸出し)

**第8条の2** 市内に住所を有する者で、身体に障害があり来館することが困難であると認められるものは、郵送による図書の貸出しを受けることができる。

- 2 郵送による図書の貸出しに要する郵便料金の費用は、市が負担する。
- 3 郵送貸出しのできる資料の数は、1人につき3点以内とする。ただし、館長が必要と認めたときは、この限りでない。

(館外利用の制限)

**第9条** 貴重図書、辞書類、郷土資料、行政資料、新聞その他館長が不相当と認めたものは、館外利用ができない。ただし、館長が必要と認めたときは、この限りでない。

(館外利用の停止等)

**第10条** 館長は、次に掲げる者に対しては館外利用を禁止し、又は停止することができる。

- (1) 事実を偽ってカード又は許可書の交付を受けた者
- (2) カード又は許可書を改ざんし、又は他人に譲渡し、若しくは貸与した者
- (3) 資料を利用期間内に返納しなかった者
- (4) 資料を亡失し、又は著しくき損した者及びこれらに伴う弁償の責を負わなかった者

(資料の複写)

**第11条** 資料の複写の申込みをしようとする者（以下「申込者」という。）は、犬山市立図書館資料複写申込書（様式第7）を館長に提出しなければならない。

- 2 館長は、前項の複写の申込みを不相当と認めるときは、当該資料の複写に応じないものとする。
- 3 申込者は、複写に要する実費を負担しなければならない。
- 4 複写に関し、著作権法（昭和45年法律第48号）に規定する一切の責任は、申込者が負うものとする。

(移動図書館)

**第12条** 図書館の広域的活用を図るため、図書館に移動図書館を置く。

- 2 移動図書館は、自動車により市内を巡回し、図書の貸出しを行う。
- 3 第7条から第10条及び第12条の規定は、移動図書館に準用する。この場合において、第6条第3項中「15日以内」及び第8条第3項中「2月以内」を「次回の巡回日」と読み替えるものとする。
- 4 移動図書館の巡回場所、日程等は、館長が別に定める。

(会議室等の利用)

**第13条** 館長は、図書館の業務に支障がない範囲において、会議室、視聴覚室及びボランティアルーム（以下「会議室等」という。）を次に掲げる者に専用利用させることができる。

- (1) 図書館事業に資する活動を行う団体
- (2) 国、地方公共団体その他の公共団体及び公共的団体
- (3) 地域の自治及び生活環境の向上を目的とした地縁に基づく組織
- (4) その他館長が認める者

2 会議室等を専用利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、犬山市立図書館会議室等利用申請書（様式第8）を、専用利用しようとする日の属する月の3月前の初日から当該利用日の前日までに、館長に提出し、犬山市立図書館会議室等利用許可書（様式第9）の交付を受けなければならない。

（利用許可の制限）

**第14条** 館長は、次の各号のいずれかに該当するときは、会議室等の利用を許可しないことができる。

- (1) 営利を目的とするとき。
- (2) 政治又は宗教を目的とするとき
- (3) その他会議室等の維持管理上不適当と認められるとき。

（遵守事項）

**第15条** 利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 許可を受けた目的以外に利用しないこと。
- (2) 許可を受けた施設及び設備以外のものを利用しないこと。
- (3) 係員の指示に従い、善良な管理者の注意をもって当該会議室等を利用すること。
- (4) その他公益を害し、又は害するおそれのある行為をしないこと。

（亡失等の届出）

**第16条** 図書館の利用者で、資料、施設及び備品を亡失、汚損、き損等した者は、直ちに犬山市立図書館資料等亡失等届（様式第10）を館長に提出し、その指示を受けなければならない。

（雑則）

**第17条** この規則に定めるもののほか、図書館の管理及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成2年10月1日から施行する。

附 則（平成3年3月25日教委規則第1号）

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成4年3月30日教委規則第11号）

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成6年2月25日教委規則第6号）

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成9年2月28日教委規則第1号）

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成17年9月1日教委規則第2号）

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成18年3月27日教委規則第1号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年10月24日教委規則第4号）

この規則は、公布の日から施行し、平成18年10月1日から適用する。

附 則（平成22年3月25日教委規則第4号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成25年2月28日教委規則第4号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成31年1月10日教委規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年2月1日教委規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年3月17日教委規則第2号）

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、その改正後の様式とみなして使用することができる。

## ○犬山市図書館協議会規則

平成2年9月25日  
教委規則第4号

改正 平成6年3月25日教委規則第11号 平成9年4月25日教委規則第7号  
平成21年2月25日教委規則第6号 平成28年3月29日教委規則第16号  
令和5年7月5日教委規則第13号 令和6年3月8日教委規則第4号

(趣旨)

**第1条** この規則は、犬山市立図書館の設置及び管理に関する条例（平成2年条例第18号）第6条の規定に基づき、犬山市図書館協議会（以下「協議会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

**第2条** 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長及び副会長の任期は、2年とする。

3 会長は、協議会を総括し、協議会の会議（以下「会議」という。）の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

**第3条** 会議は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長が在任しないときの会議は、犬山市教育委員会が招集する。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(庶務)

**第4条** 協議会の庶務は、教育部文化推進課において行う。

(雑則)

**第5条** この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成2年10月1日から施行する。

附 則（平成6年3月25日教委規則第11号）

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成9年4月25日教委規則第7号）

この規則は、公布の日から施行し、平成9年4月1日から適用する。

附 則（平成21年2月25日教委規則第6号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月29日教委規則第16号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和5年7月5日教委規則第13号）

この規則は、令和5年7月5日から施行する。

附 則（令和6年3月8日教委規則第4号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

## ○犬山市子ども読書活動推進計画策定審議会規則

平成29年3月27日  
教委規則第14号

(趣旨)

**第1条** この規則は、犬山市附属機関設置条例（平成28年条例第36号）第8条の規定に基づき、犬山市子ども読書活動推進計画策定審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

**第2条** 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから、犬山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱し、又は任命する。

(1) 市立小学校の教職員の代表

(2) 市立中学校の教職員の代表

(3) 読み聞かせボランティア団体の代表

(4) 学識経験者

(会長)

**第3条** 審議会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。  
(招集及び議事)

**第4条** 審議会の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集する。ただし、会長及びその職務を代理する者が在任しないときの会議は、教育委員会が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。  
(庶務)

**第5条** 審議会の庶務は、教育部文化推進課において行う。  
(補則)

**第6条** この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

#### 附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月8日教委規則第4号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

### ○犬山市立図書館障害者郵送貸出サービス実施要綱

#### (趣旨)

**第1条** この要綱は、犬山市立図書館管理規則（平成2年教委規則第3号。以下「規則」という。）第8条の2の規定による障害者郵送貸出サービス（以下「障害者サービス」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

#### (利用者)

**第2条** 障害者サービスを利用できる者（以下「利用者」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 市内に居住する身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けている者で、肢体不自由の1級及び2級のもの
- (2) その他前号に準ずる者で、郵送貸出以外の方法による図書館の利用が困難と認められるもの

#### (利用登録)

**第3条** 利用者又はその代理人は、障害者サービスを利用しようとするときは、規則第5条の規定に基づき図書館カードの交付を受けた上で、障害者郵送貸出サービス利用登録申込書（別記様式）を図書館長に提出し、登録を受けなければならない。

#### (貸出)

**第4条** 利用者又はその代理人は、障害者サービスを利用して図書館資料（以下「資料」という。）の貸出を受けようとするときは、郵便、電話、ファックス又は来館の方法により申し込むものとする。

- 2 資料の郵送による貸出の期間は、貸出の日から起算して30日以内とする。

#### (雑則)

**第5条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、館長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成31年2月15日要綱第2号）

この要綱は、平成31年2月15日から施行する。

附 則（令和5年3月27日要綱第37号）

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、その改正後の様式とみなして使用することができる。

## ○犬山市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、犬山市立図書館（以下「図書館」という。）が購入することを決定し、図書館に配架する雑誌の購入代金を事業者が負担することにより、当該雑誌を利用して当該事業者（以下「雑誌スポンサー」という。）の事業に係る広告を行う制度（以下「雑誌スポンサー制度」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** 雑誌スポンサー制度とは、図書資料購入のための財源を確保し、図書館サービスの充実を図ることを目的として、雑誌スポンサーから提供された雑誌を広告媒体として活用することにより事業者の情報発信の場を提供するものをいう。

(広告の方法)

**第3条** 雑誌スポンサーは広告表示を希望する雑誌の購入費用を負担し、犬山市立図書館長（以下「館長」という。）は当該雑誌（以下「スポンサー誌」という。）を図書館に配架する。

2 館長は、スポンサー誌の最新号にカバーを付け、表面のカバーに雑誌スポンサー名を、裏面のカバーには雑誌スポンサーの事業に関する広告を表示するものとする。

3 スポンサー名及び広告の用紙は雑誌スポンサーが用意するものとし、その広告の規格等は別表第1に掲げるとおりとする。

4 スポンサー誌の配架場所は館長が決定する。

(雑誌スポンサー及び広告の対象)

**第4条** 雑誌スポンサーが、犬山市広告掲載基準（平成19年1月10日施行）第4条各号に該当する規制業種若しくは事業者又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団員、暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有する者に係るものは対象としない。なお、広告の掲載中にこれらに該当するに至った場合も同様とする。

2 広告の内容は、図書館の公共性、社会的信頼性等を損なうおそれのないものとし、犬山市広告掲載事業実施要綱（平成19年1月10日施行）第3条第1項各号及び犬山市広告掲載基準第5条各号に該当するものは対象としない。

(広告の掲出期間)

**第5条** 広告の掲出期間は、原則として犬山市（以下「市」という。）が掲出を決定した月の翌月1日からその日の属する年度の3月31日までとする。ただし、市が認めたときは期間を延長することができる。

2 広告の内容は四半期ごとに変更することができる。

3 前項の場合においても第7条に規定する犬山市広告掲載審査委員会の審査を受けなければならない。

(雑誌スポンサーの募集)

**第6条** 雑誌スポンサーになることを希望する者は、図書館が別に定める雑誌リストの中からスポンサーの対象とする雑誌を選定し、雑誌スポンサー申込書（様式第1）に掲載しようとする広告の案を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、雑誌スポンサーに対して広告内容に関する修正を依頼することができるものとし、雑誌スポンサーは正当な理由がない限りこれに応じなければならない。

(雑誌スポンサー広告掲載審査委員会)

**第7条** 犬山市広告掲載事業実施要綱第8条に規定する犬山市広告掲載審査委員会（以下「審査委員会」という。）にて、広告掲載の可否を審査する。

(広告掲載の順位の決定)

**第8条** 審査委員会による審査の結果、広告掲載が適当であると認められる者が、同一の雑誌に複数の申込みがある場合は、申込み受け順に優先権を与え、郵送等により同着の場合は公開抽選で優先権を決定する。

(雑誌スポンサーの決定)

**第9条** 市長は、広告掲載の可否を決定したときは、雑誌スポンサー決定通知書（様式第2）により通知する。

(覚書)

**第10条** 前条の規定による通知を受け取った者は、速やかに覚書（様式第3）を締結しなければならない。

(雑誌スポンサーの責務)

**第11条** 雑誌スポンサーは、掲載した広告の内容に関する一切の責任を負うものとする。

(雑誌購入代金の支払い方法)

**第12条** 雑誌スポンサーが負担する雑誌購入費は、市が指定する雑誌納入事業者に直接支払うものとする。

2 振込手数料等支払いに必要な一切の経費は雑誌スポンサーの負担とする。

3 雑誌スポンサーが提供する雑誌が契約途中で休刊、廃刊等となった場合は、市と協議の上、別の雑誌に広告を振り替えるものとする。

(雑誌の所有権)

**第13条** スポンサー誌の所有権は、市に帰属するものとする。

(雑則)

**第14条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年11月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年3月9日から施行する。

## ○犬山市立図書館ボランティア連絡会設置要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、ボランティア相互の交流を深め、もって読書活動の推進を図ることを目的として設置する犬山市立図書館ボランティア連絡会（以下「連絡会」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

**第2条** 連絡会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 読書活動の推進に関する事。
- (2) 図書館ボランティアの活動に関する事。
- (3) 図書館ボランティアの交流に関する事。
- (4) 図書館におけるボランティア行事の企画及び運営に関する事。

(会員)

**第3条** 連絡会の会員は、犬山市立図書館ボランティアとして登録している者及び犬山市立図書館ボランティア団体の構成員のうち連絡会の趣旨に賛同した者(以下「会員」という。)をもって構成する。

(会長及び副会長)

**第4条** 連絡会に会長及び副会長を置き、会員の互選により定める。

- 2 会長及び副会長の任期は、1年とする。
- 3 会長は、連絡会を総括し、連絡会の会議(以下「会議」という。)の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

**第5条** 会議は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長が在任しないときの会議は、館長が招集する。

- 2 連絡会は、会員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会長は、必要に応じて、会員以外の者に会議への出席を求め、その意見を聞くことができる。

(事務局)

**第6条** 連絡会の庶務は、教育部文化推進課において行う。

(雑則)

**第7条** この要綱に定めるもののほか、連絡会の運営に関し必要な事項は、会長が連絡会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年10月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

## ○犬山市図書館所蔵資料複写に関する取扱要綱

(目的)

**第1条** この要綱は、著作権法(昭和45年法律第48号。以下「法」という。)及び犬山市立図書館管理規則(平成2年教委規則第3号。以下「規則」という。)で定めるもののほか、犬山市立図書館及び楽田ふれあい図書館(以下「図書館」という。)において所蔵する資料の複写に関し、必要な事項を定

めるものとする。

(複写機の稼働時間)

**第2条** 図書館の複写機の稼働時間は、図書館の開館時間内とする。

(複写対象)

**第3条** 複写することができる資料は、図書館が所蔵する資料とする。ただし、次の各号に掲げるものは除く。

- (1) 法に違反するもの
- (2) 技術上複写が困難なもの
- (3) 資料の損傷が著しいもの
- (4) 規則第11条第2項に該当するもの

(複写範囲及び部数)

**第4条** 複写できる範囲は、別表のとおりとする。ただし、著作権者の許諾を得られた場合は、この限りでない。

2 複写部数は、1部とする。

(実費の徴収)

**第5条** 規則第11条第3項に規定する申込者が負担する複写費用は、複写1枚につき白黒の場合にあつては10円、カラーの場合にあつては50円とする。

(複写方法)

**第6条** 複写に当たっては、図書館に備え付けられた機器を用いるものとする。

(その他)

**第7条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年10月9日から施行する。

## ○犬山市立図書館視覚障害者等サービス実施要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、犬山市立図書館管理規則(平成2年教委規則第3号。以下「規則」という。)第17条の規定に基づき、犬山市立図書館(以下「図書館」という。)による視覚障害者その他視覚による表現の認識に障害のある者(以下「視覚障害者等」という。)へのサービス(以下「視覚障害者等サービス」という。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(視覚障害者等サービスの種類)

**第2条** この要綱における視覚障害者等サービスは、次に掲げるものをいう。

- (1) デイジー録音図書等(その利用が制限されている視覚障害者等のために作成された点字、デイジー録音図書等の資料及びデイジー録音図書再生機をいう。)の貸出しサービス(以下「資料等貸出サービス」という。)
- (2) 特定非営利活動法人全国視覚障害者情報提供施設協会の視覚障害者情報総合ネットワーク(以下「サピエ」という。)におけるデイジー録音図書等のデータを提供するネットワークサービス(以下「サピエ図書館サービス」という。)

(利用対象者)

**第3条** 視覚障害者等サービスを利用することができる者は、市内に住所を有する視覚障害者等で別表に例示する状態にあって、視覚により認識される表現方式のままでは著作物を利用することが困難な者とする。

(利用者登録等)

**第4条** 視覚障害者等サービスを利用しようとする者は、視覚障害者等サービス利用申込書(様式第1。以下「申込書」という。)に氏名、住所、身体の状態等を証明するものを添えて犬山市立図書館長(以下「館長」という。)に提出するものとする。

2 前項の申請に当たり、視覚障害者等サービスを利用しようとする者が、代理人に申込書への記入を依頼したときは、申込者に代わり代理人が申込書に記入することができる。なお、視覚障害者等サービスを利用しようとする者から図書館の係員に申込書への記入の依頼があったときは、申込者に代わり図書館の係員が記入するものとする。

3 館長は、第1項の申込みを受理したときは、利用登録確認項目リスト(様式第2)を用いて、前条に規定する利用対象者であることを確認した上で、視覚障害者等サービスの利用者として登録するものとする。

(資料等貸出サービスの利用手続)

**第5条** 資料等貸出サービスにより利用することができる資料の数は規則第6条第2項に規定する数(デジター録音図書再生機器にあっては、1台)とし、貸出期間は30日以内とする。ただし、次条第3号に規定するデジター録音図書等の貸出期間は、資料を所蔵する公共図書館等の貸出条件に従うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、貸し出した資料について他に貸出しの予約がない場合は、1回かつ30日以内の期間に限り貸出期間を延長することができる。

3 デジター録音図書等の貸出しを受けようとする者は、原則として貸出しを受けようとする日の2週間前までに、電話又は来館により申込みをしなければならない。

(貸出しが可能なデジター録音図書等)

**第6条** 資料等貸出サービスにおいて貸出しが可能なデジター録音図書等は、次に掲げるとおりとする。

(1) 図書館が所蔵するデジター録音図書等

(2) 図書館がサピエ図書館サービス又は国立国会図書館視覚障害者等用データ送信サービスによりデータを受信し、CD盤に書き込んで作成するCD盤デジター録音図書等

(3) 図書館が借り受けることができる他の公共図書館等が所蔵するデジター録音図書等

(貸出方法等)

**第7条** 前条に規定するデジター録音図書等の貸出しは、視覚障害者等サービス利用者又はその代理人の来館によるほか、音声データを書き込んだCDの郵送により行うものとする。

2 前項の郵送による貸出しについては、規則第8条の2の規定を準用する。

(サピエ図書館サービスの利用)

**第8条** 視覚障害者等サービスの利用者は、サピエの個人会員の登録をすることにより、サピエ図書館サービスを直接利用することができる。

附 則

この要綱は、平成28年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月13日から施行する。

○犬山市図書館サポーター制度要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、市民の図書館への理解を深めるとともに、市民参加による図書館活動の活性化を図るため設置する犬山市図書館サポーター（以下「サポーター」という。）の登録及び活動に関し必要な事項を定めるものとする。

(サポーター)

**第2条** 犬山市立図書館の館長（以下「館長」という。）は、図書館活動の趣旨に賛同し、運営の支援のためにその知識及び能力を無償で提供できる者を、サポーターとして登録する。

2 サポーターは、次に掲げる要件を満たす者でなければならない。ただし、館長が認める場合は、この限りでない。

(1) 小学生4年生以上であること。（小学生にあつては、犬山市立図書館において実施する犬山子ども司書養成講座に参加し、修了証を得た者に限る。）

(2) 未成年者にあつては、サポーターとして活動することについて保護者の同意が得られていること。

(3) 犬山市立図書館又は楽田ふれあい図書館（以下「図書館等」という。）において実施する研修等に参加できること。

(4) 図書館等の業務に支障をきたすおそれがないと認められること。

(活動の場所及び内容)

**第3条** サポーターの活動場所は、図書館等とする。

2 サポーターの活動の内容及び区分は、別表のとおりとする。

(登録)

**第4条** サポーターの登録を受けようとする者（以下「届出者」という。）は、犬山市図書館サポーター登録届（様式第1）を館長に提出するものとする。登録した事項を変更し、又は登録を更新しようとするときも、同様とする。

2 館長は、前項の届出があつたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、届出者を犬山市図書館サポーター登録台帳（様式第2）に登載し、サポーターとして登録するものとする。

3 館長は、初めてサポーターの登録を受けようとする者から第1項の届出があつたときは、前項の審査とともに、当該届出をした者と面接を行うものとする。

(登録証)

**第5条** 館長は、前条第2項の登録をしたときは、登録した者（以下「登録者」という。）に対し、犬山市図書館サポーター登録証（様式第3）を交付するものとする。

2 登録者は、サポーターの活動を行うときは、前項の登録証を着用しなければならない。

(登録期間)

**第6条** 登録期間は、第4条第2項の登録の日からその日の属する年度の末日までとする。ただし、登録を更新することを妨げない。

(抹消)

**第7条** 館長は、登録者が、第2条第2項各号の要件を満たさなくなったとき、又は図書館活動に支障をきたす行為を行ったとき等は、その者に係るサポーターの登録を取り消すことができる。

(活動記録)

**第8条** 登録者は、サポーターの活動を行ったときは、活動記録帳（様式第4）に所定の事項を記入しなければならない。

(研修)

**第9条** 犬山市立図書館は、登録者に対し、その活動の区分に応じ、必要な基礎知識及び技能の取得のための研修を実施するものとする。

(遵守事項)

**第10条** 登録者は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 法令等の規定に違反しないこと。
- (2) サポーター活動の実施中においては、館長の指示に従うこと。
- (3) サポーター活動において知り得た秘密を他に漏らさないこと。
- (4) サポーター活動において政治活動、宗教活動又は営利を目的とした活動をしないこと。

(賠償責任)

**第11条** 犬山市立図書館は、サポーターの活動により生じた事故、損害、紛争等に係る損害については、その責を負わない。

(委任)

**第12条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年12月10日要綱第142号)

この要綱は、令和3年12月10日から施行する。ただし、第2条第2項第2号及び様式第1の改正規定は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月27日要綱第37号)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、その改正後の様式とみなして使用することができる。



図書館年報 2025年度（令和7年度）版

---

2025年（令和7年） 7月発行

編集・発行

シンエイライフ犬山ライブラリー

（犬山市立図書館）

（犬山市 教育部 文化推進課 図書館）

〒484-0083 犬山市大字犬山字東古券322番地 1

電 話（0568）62-6300

F A X（0568）62-4757

Copyright©2011 by Inuyama City Library, Japan

---

〈犬山市立図書館ホームページURL〉

<https://www.city.inuyama.aichi.jp/kurashi/manabu/1000894/index.html>